

日本図書館協会大学図書館部会総会の取扱いについて（申し合わせ）

2022年4月11日
大学図書館部会委員会決定

1. 公益社団法人日本図書館協会大学図書館部会規程（2021年8月19日施行、以下「規程」という）第13条第2項に基づき、第8条に定める総会に関して必要事項を定める。
2. 対面開催が困難であると判断された場合、書面または電磁的方法に代えることができる。
3. 前項により開催する場合、部会長は書面または電磁的方法により総会の開催を会員に通知するとともに、議案と表決方法および期限等の必要事項を伝える。
4. 総会への出席は前項に示す表決方法による会員回答をもってこれに代える。なお、議決権の委任はないものとする。
5. 議案への投票および議決は、次のとおりとする。
 - (1) 書面または電磁的方法により、賛成または反対の投票を行うものとする。これをもって有効票とする。
 - (2) 決議過程において疑義等が生じた場合は、案件の内容等を勘案しつつ、委員会付託事項とする。
 - (3) 開票結果は、委員会に報告して確認する。
6. 部会長は、総会終了後、速やかに会員に議決を通知する。

以上